



広報

2025 June No.386

みはら



まーまれーど



三原小学校入学式



村税納付

- | | | |
|--------|-----|-----------|
| ○村県民税 | 第1期 | 令和7年6月30日 |
| ○固定資産税 | 第2期 | 令和7年7月31日 |
| ○国保税 | 第1期 | 令和7年7月31日 |

期限のおしらせ

よろしくお願いします。

6

人口と世帯数 | 総人口：1,340 人 | 男：655 人 | 女：685 人 | 世帯数：719 世帯

(令和7年4月30日現在)

議会だより

令和7年6月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

3月定例会

- 村長行政報告 ②ページ
- 一般質問 ②ページ
- 議案審議 ④ページ
- 議案の賛否一覧 ⑨ページ
- 一般質問一覧 ⑫ページ
- 議会の動き ⑬ページ
- 委員会の動き ⑬ページ
- 村議会新組織 ⑬ページ

村長行政報告

村内宿泊施設の宿泊者数は、千二百人を超えた。やまびこカフェの利用者は、7千9百人と増加傾向である。星ヶ丘公園には、「らんまん」の効果で9千7百人が訪れた。滞在観光を推進する県のキャンペーンを活用し、長期滞在を促し、交流人口を増やす取り組みを進める。

あったかふれあいセンタ―の集い事業と同時に、保健師による健康相談、専門家を招いての、介護予防教室や健康運動教室を定期的に開催しているので、積極的に参加してほしい。

一般質問



質問 沖 憲二
三原村の相続登記はどうなっているのか？

昨年、令和6年4月1日から不動産登記法が改正になり、相続登記の申請が義務化された。相続後3年、昨年4月1日以前に亡くなった方については、昨年の4月1日以降3年の間に登記しなければ、10万円以下のペナルティが課される可能性がある。

三原村の土地全体の筆数に対して、所有者不明の土地は何%程度と推測するか。

答弁 田野村長
数値はつかんでいない。

質問

これまで所有者不明の土地がある事で、事業の遂行に支障が出たことはあるか。

答弁

現所有者まで登記するのに時間を有し、一定の遅れが生じたことはある。

質問

この法令は、土地価格の安い三原村の住民にとって、多額の登記費用を費やす事を考えると思わないか。

答弁

相続トラブルの減少などに繋がる事などはメリットの一つだと考えるが、個人による登記書類作成の知識、登記手続きに掛かる時間や費用など発生することは厳しい内容だと判断している。

質問

住民が相続登記するにあたり、村が何らかの援助、指導する必要がある

と考えるが、どう思うか。

答弁

必要な情報提供や周知、広報活動を徹底していく事が必要だと考える。住民が亡くなられて手続きに来られた際には、相続登記の義務化に対し説明をしている。

質問

相続登記方法について、住民に対して定期的に、個別に相談サービスをしてはどうか。電子化を行い、固定資産所有者に発送する明細書に登記がされているか、記入して配布することを考えてはどうか。

答弁

個別的に行うことも、取り組んでいかなければならないと思う。電子化については、各省庁とも連携し、取り組んでいきたいと思っている。



質問 中平 直明

公益財団法人三原村農業公社
赤字解消に向けた経営方針を問う

今後、公社でユズ事業をどのような方法で赤字解消に持っていくか。毎年、高額な補助金の投入をしながらの計上は、黒字とは言えない。農業公社の受け持つ仕事は、人材育成、園地、農家の手助けをする事である。37町歩の面積を作業員が10名ほどで管理するのは、10町歩から15町歩が限界だ。残りの20町歩の圃場は、農家の方、地権者に返還をして管理させてはどうか。

答弁 田野村長

21年からユズの産地化に向け、私は黒字になる

と判断している。公社に応援組織もでき、議会とも意見交換しながら、叱咤激励し、取り組んでいきたい。



質問 杉本 龍司

公益財団法人三原村農業公社、
不明金損失と
予算執行の責任は

詐欺行為による8百万円超のお金は立件弁済済み。使途不明金の約4百8万円が証拠不十分で不起訴とし、裁判費用を加味し、1百万円で和解を成立させた説明があつた。公金で設備投資を約10億円、令和5年現在約10億円の補助をしているが、副村長は理事長また理事に損害賠償額3百8万円の返済を求めているのか。

答弁 矢野副村長

使途不明金3百8万円の損失については、理事会の中で諮るつもりであり、今後のことは検討していきたい。役員も事件に関しては十分責任は痛感している。

質問

公社貸付金1億2千9百万だが返済を求めないのか。

公益財団法人三原村農業公社は平成22年6月よりユズの産地化後継者継続育成、高齢化に伴う農家支援のために10億円補助され、貸付金の総額1億2千9百万円、貸付金返済期日の過ぎたものが令和5年3月時点で3千万円あり、監査委員から返済の指摘をされており、このままの経営方針で公金投入を続けていく事は住民の理解が得られないと考える。ユズの貸付金条例の中で5ヶ年間猶予し、6ヶ年目から返済すると規則を明記している。返済を求めないのか伺う。

答弁

公社の経営の安定を図っていく中、貸付金については長期間に渡ろうとも全額返済が原則であると考えており、1日でも早い返済の開始を指導する。

質問 杉本 龍司

農泊交流施設和解の進捗状況は

12月定例会議会で裁判を和解の方向でいくような答弁だったが、その後どのようになっているのか。地権者の言い分を無視して、ここまで工事を施工して、今の段階で和解のテーブルにたつととしても非常に厳しい状況にあると思われるが、和解に向けて進めていく事ができるのか。村長は、当時から土地問題は発生していない。その上で着工した。何故いまの段階で和解に向けて私たちに相談されなくてはならないのか。行政の執行規定は、法令、条

例に基づき事務を行い、事業を確実に管理、施工し村民の信託に基づき村政を行っていく必要だが、裁判が非常に長期化をし、税金での負担が有り早期の解決策を考えているか伺う。

答弁 田野村長

和解は相手方からの申し出によるものです。当事者間での合意形成を目指し、双方が納得できる形で解決を図ることが重要で、現在弁護士との協議の中で、相手方弁護士とやり取りを交わしており、和解の詳細は、係争中であるため現時点ではお答えすることができない。私たちも慎重に対応し、今後進展があれば、適時に報告させていただきます。



**質問 浅井 大徳
田野行政を問う**

各職場、各課での前任からの引継ぎができ、ミスが起こらないようチェック機能が大丈夫である職務体制が出来ているのか問う。

答弁 田野村長

書類ミスや事務処理における対応など十分ではない場合も見受けられる。業務の適正化を図るためには、進捗状況や成果について定期的に評価を行い、改善点を洗い出し、業務運営に活かす仕組みを行っており、職員の意識向上に繋げ、業務の効率化に努め、執行には十分留意している。

質問

一年前の人事異動で15

名ほどの異動があったが、適材適所の異動だったか。

答弁

各課の業務内容や職員の能力、在職期間や経験を考慮しながら行うことが重要であると認識し、その時に考えられる人材育成も考慮した人員配置を行っている。

質問

異動後の行政組織図で、課長が課長補佐、係長を兼任しているが、改善が必要ではないか。

答弁

現時点では十分な役職の配置となっていない。今後は、職務の等級に応じた在職期間などを考慮しながら実情に応じた昇格を行うなど、管理職員の後継者を確保していく必要があると考えている。

質問

職員の意識改革についての取り組み、職員研修など行っているのか伺う。また、職員が村民のこと

をどう考えていると感じるか。

答弁

現在、経験や役職に応じた階層別の研修を受講している。定期的なセミナーや研修により、職員が自らの役割や責任を再認識できる機会の提供が十分できないと感じているので、改善していきたいと考えている。十分とは言えないところもあると思うが、村民のことを考えた行動が一定の範囲出来ているものと感じている。

質問

議会に対して、村の行政説明、主要事業、予算、村の方向性など、報告が遅くなっていると感じるが、どうか。また、村長と執行部との意思疎通がしっかりとれているのか。

答弁

最近、特に3月定例会前の主要事業や予算説明など、対応が遅れがちになっており、今後は、再

度の確認を行っていく。執行部との意思疎通については、必要に応じ協議しており、図られていると考える。

質問

村長は、出処進退をどう考えているのか。

答弁

残り任期の10ヶ月は、全身全霊で取り組んでいる事業を全うする覚悟であり、今の時点で明言は出来兼ねているが、近いうちに決断をし、報告させていただきます。

議案審議

三原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

補足説明 大塚総務課長

管理職員が災害業務等により週休以外の日に勤務した場合の手当の支給要件の改正。扶養手当の改正。

質疑 杉本 龍司

人事院勧告に基づいての改正ということだが、人口減少が加速している本村において、財政負担が住民にかかってくるのではないか。

答弁 大塚総務課長

物価高騰等ある中で、民間との差を縮める改正であり、給与に関しても交付税対象なので、住民の負担にはならないと考えている。

三原村国民健康保険税条例の一部を改正することについて

補足説明 大塚総務課長

令和12年度に県内国保保険料水準の統一を目指しており、基礎課税額医療分、後期高齢者支援金、介護納付金課税額の3つから構成されており、それぞれ引き上げる改正。

質疑 杉本 龍司

県下統一の引き上げと なっているが、村民が三原村で生活できないこと

になりはしないか。ほかの支援の形はないのか。

答弁 大塚総務課長

この税は目的税となっており、医療費等に充てている。医療費の動向によつて変動はあるが、12年の県下統一に向けて、段階的に引き上げる改正。

反対討論 杉本 龍司

令和12年から県下統一に向けて、段階的に上げていくということやむを得ない考えもあるが、負担が増えてくれば転出される方が増える可能性があるとと思うので、この改正は反対する。

賛成討論 沖 憲二

国民健康保険の問題は、以前から分かっている、段階を追って増やしていくかざるを得ないというところがはっきりしていた問題である。村民全員が国保加入者でないことから、社会保険、厚生年金等加入者に対して補填をかけるとなると、平等性に欠ける面も出てくると思うので、この改正案には賛

成する。

三原村ユズ選果搾汁施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて

補足説明 新谷農林業建設課長

指定管理者制度の目的は、公の施設の管理に民間事業等の有するノウハウ等を活用することにより、住民ニーズに効果的、効率的に対応していく事を目的としており、施設維持のため、固定費を支給する改正。

質疑 杉本 龍司

村の予算を費やして事業化し、賃借契約で財政の収入とする。条例改正を行い、指定管理者に支払う必要があるのか。

答弁 新谷農林業建設課長

この施設を年間維持していくためには、多くの固定費がかかっているもので、その固定費を支払するもの。

質疑 中平 直明

この施設は、ユズの選果と搾汁を一緒に行って

おり、ユズの選果施設は、農家負担もあります。搾汁施設の方は、ユズ玉を選果から落ちたもの、専属の加工用に回るユズを搾汁して利益が生まれる施設に対して、指定管理料を支払うことはどうか。

答弁 新谷農林業建設課長

工場内の施設のメンテナンス、検査費、電気料金等を指定管理するもの。

質疑 新谷 和幸

指定管理契約は、令和8年度までだが、条例改正により今後この施設の委託管理者から、使用料をもらえないことになるのではないか。

答弁 新谷農林業建設課長

実績に応じての対応となる。

反対討論 杉本 龍司

令和8年3月31日迄、農業公社と指定管理契約が結ばれているので、契約途中の条例改正には反対する。

賛成討論 山岡 美佐代

今改正により、正規の指定管理に基づく条例に

直るので賛成する。

令和6年度

三原村一般会計

歳入歳出補正予算

補足説明 新谷農林業建設課長

農業振興費、既決予算に3千8百99万円、実績見込みによる減額。
林業振興費、既決予算に3百33万9千円、実績見込みによる減額。

質疑 杉本 龍司

多面的機能支払交付金4百43万7千円、担い手支援事業3百30万円、三原村農業者農業用機械購入2百42万6千円、三原村農業収入確保事業1千万円の各事業の減額理由を問う。

答弁 新谷農林業建設課長

多面的機能支払交付金は、対象面積が減った事と、長寿命化の交付決定が62パーセント止まりだったので減額、地域営農支援事業は、導入機械の見直し及び入札減による実績見込みの減額、三原

した。

令和7年度

三原村一般会計

歳入歳出予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億6千50万円とする。

村農業者農業用機械導入支援事業は、事業実績者組織の減と見積りの減による減額、集落営農活性化推進事業は、国の事業の方が採択されなかったもので、事業実績がなく減額、三原村農業公社ユズ買取価格補助金13万4千円は、買取数量減による減額。

補足説明 大塚総務課長

防災諸費委託料 全国瞬時警報システム新型受信機の整備事業5百27万7千円。

質疑 新谷 和幸

林材売り払い収入が1千1百31万1千円減額、空き家対策総合支援事業1千7百万円の減額、老朽住宅除去事業9百87万円減額、以上の事業減額の理由を問う。

答弁 新谷農林業建設課長

林材売り払いは、搬出材の集積減によるもので、空き家対策事業の方は空き家の対象物件が少なかったため、老朽住宅除去事業は要望者がいなかったもので、それぞれ減額

質疑 杉本 龍司

セキゼの直七組合とは、年間36万円の契約書を交わしているが、賃借料が年々減額となっているがどう考えるか。

答弁 大塚総務課長

直七組合には、適切な管理をしてもらえよう指導していく。

補足説明 沢良木住民課長

社会福祉費報酬 2百24万8千円。

質疑 杉本 龍司

地域おこし協力隊の確保の見通しと配属先の社会福祉協議会での役割は。

答弁 沢良木住民課長

地域おこし協力隊は、なかなか募集しても応募が少ない状況だが、介護福祉分野を広く募集したい。応募があれば事務局長、次長の後任候補として従事していただきたいと担当課としては考えているが、人事は社会福祉協議会に任せる。

補足説明 沢良木住民課長

国民健康保険特別会計への繰出金1千9百99万4千円。

質疑 沖 憲二

昨年度より3千万円減額となっているが理由は何か。

答弁 沢良木住民課長

令和12年度より保険料が県下統一になるにあたり、赤字を徐々に補填する必要があるので昨年度一般会計から繰り入れし、昨年度より減額となっている。その分を今年度は計上している。

補足説明 沢良木住民課長

戸籍住民登録費委託料は、振り仮名の法改正に伴う通知書作成業務2百47万1千円、社会福祉総務費委託料は、老人憩の家耐震設計委託業務41万円。

質疑 嶋田 一二三

振り仮名の法改正に伴う通知書作成業務はどう

いう流れで行うのか。老人憩の家耐震化に伴う委託業務は、老人憩の家の機能を維持したままなのか、災害時の施設としての利用目的なのか。

答弁 沢良木住民課長

振り仮名の通知書作成業務は、村内外の対象の方に、夏ごろを目途に通知ハガキを送付し確認を行うもの。老人憩の家については、現在の機能を活かしたまま最低限の耐震基準を満たす工事を行い、大災害時には活用する。

補足説明 東地域振興課長

地域振興総務費 物置倉庫撤去工事51万円。

質疑 杉本 龍司

星ヶ丘グラウンド駐車場の物置倉庫を撤去後、それに代わる物の設置が必要ではないか。

答弁 東地域振興課長

物置の撤去後については、今後協議していく。

補足説明 東地域振興課長

地域振興政策費 三原
村空き店舗等活用支援事
業72万円。

質疑 杉本 龍司

賃借契約の商店用の家
賃を基準にしたことは理
解できない。また、空き
店舗であり、不動産契約
の基準ではない。月6万
円の使途について把握す
る必要があるのではない
か。

答弁 東地域振興課長

当初、県の審議会では
賃借料として承認を得て
いたが、協議の結果、店
舗運営費用とすることと
した。

質疑 新谷 和幸

村内事業者への資金援
助は考えていないのか。

答弁 東地域振興課長

空き店舗を活用した人
口減少対策の事業であり、
現在営業している店舗は
該当にならない。

質疑 中平 直明

空き店舗は一軒だけか。
答弁 東地域振興課長

今回の予算は一軒分だ
けだが、複数店舗の希望
があれば県と協議し、予
算確保していきたい。

補足説明 新谷農林業建設課長

農業振興費 三原村ユ
ズ選果・搾汁施設指定管
理料9百67万9千円。

質疑 杉本 龍司

これまで条例では、指
定管理者が村に使用料を
支払うとなっていたが、
なぜ条例を変更してまで、
村が指定管理料を支払う
のか。

答弁 新谷農林業建設課長

これまでの条例には不
備があったため、条例を
改正し正規に正すことに
よるもの。

補足説明 新谷農林業建設課長

農業振興費 測量設計
委託業務3百万円。

質疑 嶋田 一二三

用水路改修事業となっ
ているが、柚ノ木地区に

限定して協議したのか。
他地区から要望があれば
実施可能か。

答弁 新谷農林業建設課長

要望により協議したも
ので、柚ノ木に限定した
ものではない。事業条件
や規模にもよるが、要望
があればできるだけ対応
していきたい。

修正動議 杉本 龍司

三原村空き店舗活用支
援事業72万円減額。
三原村ユズ選果・搾汁
施設指定管理料9百67
万9千円減額。
三原村ユズ買取価格補
助金4百32万円減額。

趣旨説明

空き店舗活用事業は、
空き店舗を活用された
飲食店に限定されており、
既存の飲食店との間に不
公平感が生じるため。
三原村ユズ選果・搾汁
施設指定管理料及びユズ
買取価格補助金は、令和
3年1月の総務常任委員
会の決定事項を遵守する
ため。

修正案に対する質疑

質疑 浅井 大徳

担当課への議案精査は
行ったのか。

答弁 杉本 龍司

全体で共有することを
もつとにしているのので、
個人的な精査はしない。

質疑 浅井 大徳

元々、各個人で行って
いたが、効率面から全員
での議案精査に変わった。

各個人で精査しなくて
いいという事とは違うが、
一回も精査には行ってい
ないのか。

答弁 杉本 龍司

書類提出を求めには行
った。

質疑 山岡 美佐代

指定管理料の件につい
ては、特別委員会が協議
し、委員長として取りま
とめたのではないのか。
全体で共有することを大
事に行っているという事と
矛盾するのではないか。

答弁 杉本 龍司

共有と決定事項は違う。
それによって、様々な精
査が発生し、本会議で質
問が入っている。

質疑 山岡 美佐代

特別委員会の中で、指
定管理料について協議を
した際、疑問があると聞
いていないが、なぜそこ
で協議をしなかったのか。
特別委員会が意味をなさ
ないと判断しているのか。

答弁 杉本 龍司

特別委員会と議案精査
の問題は全く同じではな
い。すべてを特別委員会
でくくるわけではない。

質疑 嶋田 一二三

空き店舗活用支援事業
の件は、総務委員会に提
案されて議論した中で異
論はなかった。修正を出
すのであれば、反対意見
を述べておくべきではな
かったのか。

答弁 杉本 龍司

反対の採決はなかった。
指摘事項まで議論してい
るので、反対がなかった
という事ではない。

修正案に対する討論

反対討論 浅井 大徳

個人精査もせず、また
委員会を軽視している。
ユズ買取りは農家のため

の補助であり、指定管理料に対しても、指定管理の部分の予算化であり必要な予算である。

賛成討論 中平 直明

空き店舗の観点において、不公平感がある。指定管理料に関しては、補助金が重複する。ユズ買取りについては、公社にだけ支給ということでは、不公平感かなりある。

反対討論 沖 憲二

空き店舗の件は、県も重要視している事業でもあり、住民が活力を得る場を作るといふ、非常にいい事業である。ユズ買取価格の件は、昨年議会で三年間やると議決している。指定管理料については、公的な所と農業公社の私的な所は区分けし、公的な所に出す指定管理料は当然のことである。

賛成討論 新谷 和幸

空き店舗の件は、自分の家で頑張っている人にはサポートできないという事は、不公平感があり、

溝ができるのではと危惧する。指定管理料については、令和8年度まで指定管理の契約を結んでいる。その中で、令和3年1月の総務委員会、農業公社に対する助成は1億3千万円の範囲で五年間は頑張ってもらおうという決定事項があるので、指定管理料も控えるべきではないか。

反対討論 山岡 美佐代

空き店舗の件は、人口減少対策に関する補助金で、新規に若者の集える場所を、空き店舗を活用して開業していただける方が対象なので、既存事業者と一緒に考えてはいけない。指定管理料については、村が指定管理をお願いするという立場の条例になっているので、指定管理料を支払うのは当然のことである。ユズ買取りについても、昨年議会で農家支援として三年間支援することを認めている。

反対討論 嶋田 一二三

指定管理料については、特別委員会の中で協議し提案したものが、今回予算計上された金額となっているので、異論はないはず。ユズ買取りの件も、ユズ農家に対する支援であり、これは三年間の要綱でくくられているので問題はない。

採決

賛成3名、反対4名で修正案は否決された。

令和7年度

三原村介護保険特別会計 歳入歳出予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8千9百10万円とする。

補足説明 沢良木住民課長

居宅介護サービス給付費1億3千万円。介護予防サービス等給付費1千1百万円。

質疑 杉本 龍司

負担割合も増えていく

と思われるが、補助率はどうなると思われるか。

答弁 沢良木住民課長

介護保険制度が導入されてから同じ補助率で、これから先も変わる予定は、今のところない。

令和7年 第1回三原村議会臨時会(1月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案 番号	議 案 名	氏 名								可否
		山岡	中平	杉本	沖	新谷	嶋田	浅井	大倉	
第1号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
第2号	三原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
第3号	三原村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
第4号	特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
第5号	三原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
第6号	令和6年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて (29,514千円増額)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
第7号	令和6年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (376千円増額)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
第8号	令和6年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (912千円増額)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
第9号	令和6年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (420千円増額)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
第10号	令和6年度三原村簡易水道事業会計補正予算を定めることについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
第11号	令和6年度三原村農業集落排水事業会計補正予算を定めることについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可

令和7年 第2回定例会(3月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:－

議案 番号	議 案 名	氏 名								可否
		山岡	中平	杉本	沖	新谷	嶋田	浅井	大倉	
第12号	三原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第13号	三原村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第14号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第15号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第16号	三原村国民健康保険税条例の一部を改正することについて	○	×	×	○	○	○	○	－	可
第17号	三原村ユズ選果・搾汁施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて	○	×	×	○	×	○	○	－	可
第18号	三原村移住促進共同住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第19号	村道路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第20号	村道路線の変更について	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第21号	令和6年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて (129,086千円減額)	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第22号	令和6年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (7,296千円増額)	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第23号	令和6年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (173千円減額)	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第24号	令和6年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (11,424千円増額)	○	○	○	○	○	○	○	－	可

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:－

議案 番号	議 案 名	氏 名								可否
		山岡	中平	杉本	沖	新谷	嶋田	浅井	大倉	
第25号	令和6年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (1,666千円減額)	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第26号	令和6年度三原村電気事業特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (増減なし)	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第27号	令和7年度三原村一般会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額2,560,500千円)	○	×	×	○	×	○	○	－	可
第28号	令和7年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額228,100千円)	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第29号	令和7年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額40,100千円)	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第30号	令和7年度三原村簡易水道事業会計予算を定めることについて (予算総支出額254,950千円)	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第31号	令和7年度三原村土地取得特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額100千円)	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第32号	令和7年度三原村農業集落排水事業会計予算を定めることについて (予算総支出額73,261千円)	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第33号	令和7年度三原村介護保険特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額289,100千円)	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第34号	令和7年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額36,900千円)	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第35号	令和7年度三原村電気事業特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額50,000千円)	○	○	○	○	○	○	○	－	可
同意 第1号	三原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	－	可
第36号	【追加議案】 三原村ふるさと定住促進条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	－	可

令和6年6月議会～令和7年3月議会 一般質問一覧

定例会 氏名	令和6年6月	令和6年9月	令和6年12月	令和7年3月	合計回数
山岡美佐代	・三原村の保育、教育環境について		・住民サービスの充実について		2回
中平 直明	・ハセガセ農泊事業負担金借入金、償還金に付いての責任を問う	・子育て支援制度と共に移住者支援制度拡充に付いて問う ・公益財団法人三原村農業公社、今後の経営方針に付いて問う	・農業公社、使途不明金408万円について問う	・公益財団法人三原村農業公社 赤字解消に向け経営方針について	4回
杉本 龍司		・今後の公益財産の維持費負担と今後のインフラ整備費と住民への負担への懸念を問う ・農泊交流施設早期の解決法と責任を問う	・農泊交流施設裁判について問う ①進入路の公式登記について ②民地で有る事の確認について ③隣地についての事業説明、同意等について	・公益財団法人三原村農業公社の予算の執行責は適正か ・予算執行管理体制は ・公益財団法人三原村農業公社の不明金損失と予算執行責任を問う ・農泊交流施設和解の進捗状況は	3回
沖 憲二				・三原村の相続登記について	1回
新谷 和幸	・三原村の今後の森林管理法に基づく山林経営と森林環境譲与税の使途計画について				1回
嶋田一二三		・南海トラフ「臨時情報」発表をうけ震災対策について ・「村全体で進める教育の推進」について 生涯学習について			1回
浅井 大徳	・防災震災対策について			・田野行政について	2回

議会の動き(1月～3月)

月／日	用 務	場 所	参 加 者
1/2	はたちの集い	三 原 村	議員 7 名
1/18	令和6年度栄賞受賞祝賀会・親睦会	四万十市	議 長
1/19	2 0 2 5 年度賀詞交換会	宿 毛 市	議 長
1/23	宿毛警察署新庁舎落成式	宿 毛 市	議 長
1/28	令和 7 年第 1 回三原村議会臨時会	三 原 村	全 議 員
2/4	幡多6市町村議会議員研修会・意見交換会	三 原 村	全 議 員
2/10	幡多広域市町村圏事務組合議会定例会	四万十市	議 長
2/13	高知県日台親善協会賀詞交歓会	高 知 市	議 長
2/14～17	幡多広域市町村圏事務組合台湾訪問	台 湾	議 長
2/19	幡多西南地域道路建設促進協議会 四国地方整備局要望	香 川 県	議 長
2/21	高知県町村議会議長会第 7 6 回定期総会	高 知 市	議 長
2/21	高知県町村長・町村議会議長大会	高 知 市	議 長
3/6	令和 7 年第 2 回三原村議会 3 月定例会	三 原 村	全 議 員
3/11～13	令和 7 年第 2 回三原村議会 3 月定例会	三 原 村	全 議 員

委員会の動き(1月～4月)

月／日	用 務	場 所	参 加 者
2 / 28	公益財団法人 三原村農業公社に関する調査特別委員会 ○質問に対する回答について ○事業改善の検証について	三 原 村	議長・全委員
〃	総務常任委員会 ○高知県人口減少対策総合交付金の活用について	〃	全 委 員
3 / 3	総務常任委員会 ○3 月議会対応について	〃	委 員 7 名
〃	議会運営委員会 ○3 月議会対応について	〃	議長・全委員
4 / 15	公益財団法人 三原村農業公社に関する調査特別委員会 ○肥培管理の面積等について	〃	議長・全委員
4 / 25	全員協議会 ○農泊施設に関する経過と今後の方向性について	〃	全 委 員
4 / 28	広報委員会 ○3 月定例会等の広報編集会議	〃	議長・全委員

三原村議会新組織

各委員 ◎委員長 ○副委員長

議 長	沖 憲二							
副議長	嶋田 一二三							
総務常任委員会	◎山岡 美佐代 新谷 和幸	○大倉 民雄 嶋田 一二三	中平 直明 浅井 大徳	杉本 龍司 沖 憲二				
議会運営委員会	◎浅井 大徳 杉本 龍司	○新谷 和幸 嶋田 一二三	山岡 美佐代 大倉 民雄	中平 直明				
広報委員会	◎嶋田 一二三 新谷 和幸	○杉本 龍司 浅井 大徳	山岡 美佐代 大倉 民雄	中平 直明				
幡多西部消防組合議会議員	新谷 和幸							

令和7年度 当初予算の概要

一般会計の総額は、25億6,050万円で、前年度比2.8%の増となっています。
増額の主な要因は物件費(自治体情報システム標準化・共通化業務)の増額等が影響しております。
また、特別会計及び企業会計を合わせると、35億3,301万円となり、この予算で令和7年度がスタートしています。

【会計別当初予算の状況】

(単位：千円)

区 分	令和7年度		令和6年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1) 一般会計	2,560,500	72.5	2,490,800	72.6	69,700	2.8
(2) 特別会計	644,300	18.2	632,600	18.4	11,700	1.8
国民健康保険	228,100	6.5	250,000	7.3	△ 21,900	△ 8.8
国保診療所	40,100	1.1	37,100	1.1	3,000	8.1
後期高齢者医療	36,900	1.0	37,100	1.1	△ 200	△ 0.5
介護保険	289,100	8.2	258,300	7.5	30,800	11.9
電気事業	50,000	1.4	50,000	1.5	0	0.0
土地取得	100	0.0	100	0.0	0	0.0
(3) 企業会計	328,211	9.3	307,181	9.0	21,030	6.8
簡易水道	254,950	7.2	239,600	7.0	15,350	6.4
農業集落排水	73,261	2.1	67,581	2.0	5,680	8.4
合計(1)+(2)+(3)	3,533,011	100.0	3,430,581	100.0	102,430	3.0

【一般会計 歳入】

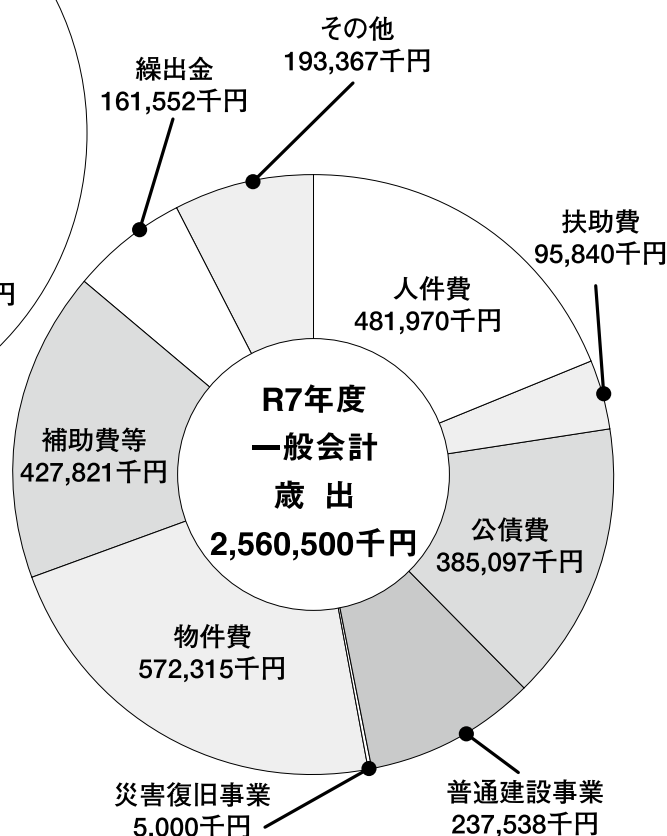
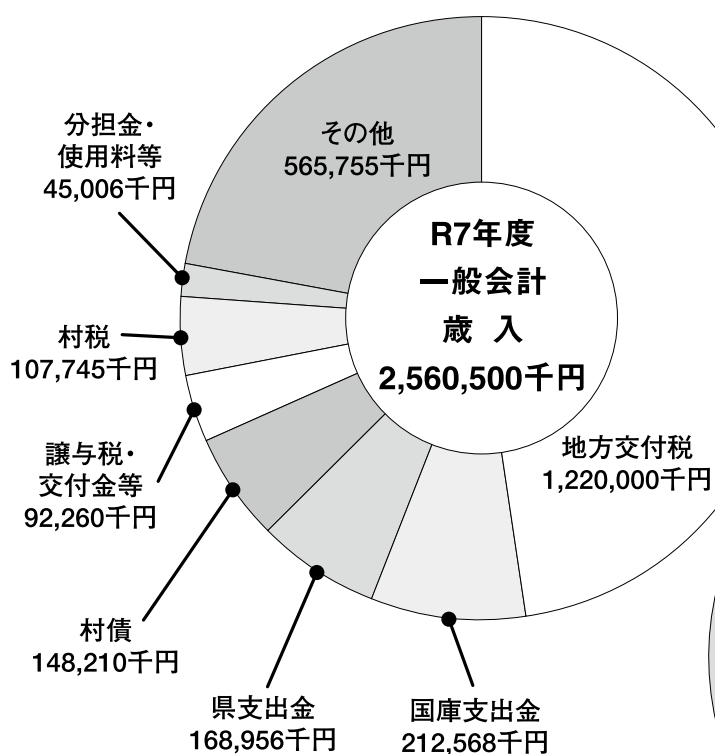
(単位：千円)

区 分	令和7年度		令和6年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1) 自主財源	718,506	28.1	750,863	30.1	△ 32,357	△ 4.3
村 税	107,745	4.2	112,858	4.5	△ 5,113	△ 4.5
分担金・使用料等	45,006	1.8	50,748	2.0	△ 5,742	△ 11.3
繰 入 金	462,268	18.1	434,283	17.4	27,985	6.4
そ の 他	103,487	4.0	152,974	6.1	△ 49,487	△ 32.3
(2) 依存財源	1,841,994	71.9	1,739,937	69.9	102,057	5.9
譲与税・交付金等	92,260	3.6	77,244	3.1	15,016	19.4
地方交付税	1,220,000	47.6	1,200,000	48.2	20,000	1.7
国庫支出金	212,568	8.3	170,923	6.9	41,645	24.4
県支出金	168,956	6.6	176,570	7.1	△ 7,614	△ 4.3
村 債	148,210	5.8	115,200	4.6	33,010	28.7
合計(1)+(2)	2,560,500	100.0	2,490,800	100.0	69,700	2.8

【一般会計 歳出】

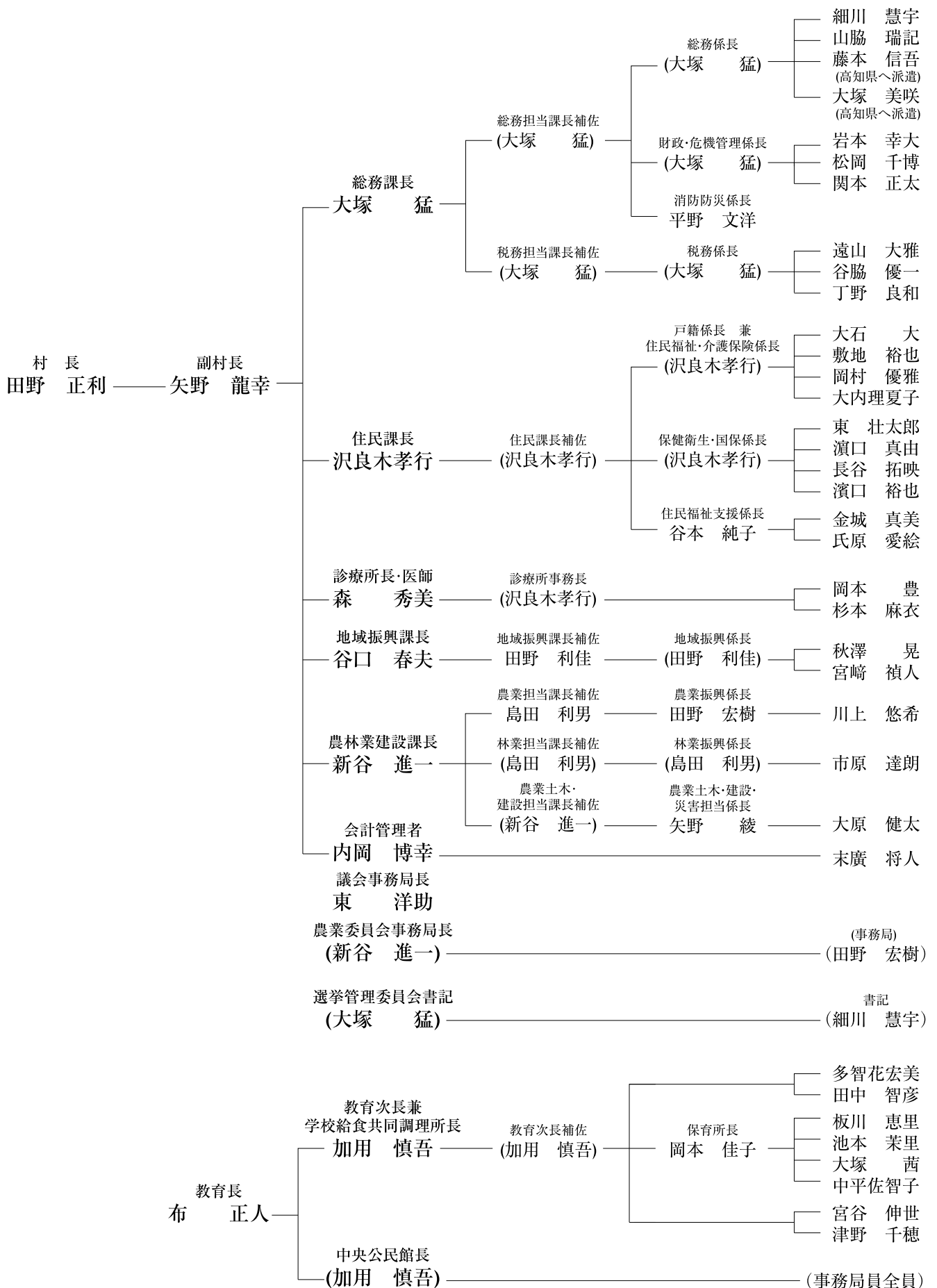
(単位：千円)

区 分	令和7年度		令和6年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1) 義務的経費	962,907	37.6	903,804	36.3	59,103	6.5
人件費	481,970	18.8	431,594	17.3	50,376	11.7
扶助費	95,840	3.7	88,857	3.6	6,983	7.9
公債費	385,097	15.0	383,353	15.4	1,744	0.5
(2) 投資的経費	242,538	9.5	324,244	13.0	△ 81,706	△ 25.2
普通建設事業	237,538	9.3	319,244	12.8	△ 81,706	△ 25.6
災害復旧事業	5,000	0.2	5,000	0.2	0	0.0
(3) その他	1,355,055	52.9	1,262,752	50.7	92,303	7.3
物件費	572,315	22.4	436,931	17.5	135,384	31.0
補助費等	427,821	16.7	441,954	17.7	△ 14,133	△ 3.2
繰出金	161,552	6.3	192,467	7.7	△ 30,915	△ 16.1
その他	193,367	7.6	191,400	7.7	1,967	1.0
合計(1)+(2)+(3)	2,560,500	100.0	2,490,800	100.0	69,700	2.8



三原村行政組織図

令和7年4月1日現在



新規職員の紹介

総務課



丁野 良和

今年度より、総務課で働くことになりました。丁野良和と申します。バレーボールが得意ですので、することがあればぜひ誘ってください。また、祭りなどのイベントに積極的に参加し、三原村の方と交流を深めようと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

総務課



末廣 将人

皆様に新任のご挨拶を申し上げます。4月1日より出納室に配属となりました末廣です。至らぬ点も多くありますが、1日も早く住民の皆さまのお力になれるよう日々学びを得てまいります。食育が大好きなので、旬の食材や耳よりの情報をぜひとも教えていただけると、とっても喜びます。これからよろしくお願いいたします。

住民課



長谷 拓映

本年度より三原村役場でお世話になります。長谷拓映です。至らぬ点はまだまだ多いですが、生まれ育った三原村と地域の皆さんのお役に立てるように精一杯頑張ります。イベントごと等にも積極的に参加していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

住民課



氏原 愛絵

今年度より県からの派遣で、住民課にお世話になっております。保健師の氏原と申します。三原村について知らないことばかりですので、三原村の素敵なポイントを色々と教えていただければ嬉しいです。家庭訪問、健康相談や健診など外に出る機会も多いので、見かけたらぜひお声がけください。業務に早く慣れて、住民の皆さんの役に立てるよう頑張りますので、これからどうぞよろしく申し上げます。

教育委員会



田中 智彦

皆さん初めまして。今年度より三原村役場で働く事になりました田中です。父と共に高知市より移住してきました。中学・高校とソフトボールをやっていました。まだまだ慣れない事ばかりですが、精一杯頑張りますのでよろしく申し上げます。

R7年度 三原小・中学校転入職員

所属	役職	氏名
小学校	教頭	畑中 長喜 (はたなか おさき)
	養護教諭	埜々下陽菜 (ののした ひな)
	講師	桑原 美麻 (くわばら みま)
	学力向上支援員	井上メイ子 (いのうえ めいこ)
	学習支援員	勝瀬明日香 (かつせ あすか)
中学校	特別支援学級兼複式学級支援員	豊島 千里 (とよしま ちさと)
	教諭	寺田 圭美 (てらだ たまみ)
	養護講師	西村 香保 (にしむら かほ)
	学力向上支援員(会計年度任用職員)	楠 友那美 (くす ゆなみ)
小・中兼務	図書・校務支援員(会計年度任用職員)	竹内 里香 (たけうち りか)



豊島 千里



勝瀬明日香



井上メイ子



桑原 美麻



埜々下陽菜



畑中 長喜

小学校転入職員



竹内 里香

小・中兼務職員



楠 友那美



西村 香保



寺田 圭美

中学校転入職員



火災 救急は119



～急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし～

熱中症に注意しましょう！

令和6年5月から9月の全国における熱中症による救急搬送人員の累計は97,578人でした。これは平成20年の調査開始以降最も多い搬送人員となっています。高知県においても令和6年は867人搬送されており、令和5年と比べ341人増えています。今年も厳しい暑さが予想されるため、熱中症にならないよう早めの対策をお願いします。



○熱中症対策



喉が渇いていなくてもこまめに水分補給する。



汗で失われてしまった塩分もこまめに補給する。



バランスのとれた食事で栄養管理。三食しっかり食べる。



室内ではエアコン等を使用し、適温を維持する。



吸湿性・速乾性があり、通気性のよい衣服を着用する。



夜更かしせずしっかりと寝る。次の日に疲れを残さない。



暑さに備え、無理のない範囲で適度に運動する。



少しでも体調が悪くなったら涼しい場所で体を冷やす。



意識障害・けいれん・運動障害・高体温等あればすぐに救急要請。

マムシに咬まれる被害が起きています！

毒蛇(マムシやヤマカガシ等)の活動時期は4月から11月頃で、特に6月から10月頃は活動が活発になり、遭遇するリスクが高まります。田畑や草むら等、毒蛇が活動する可能性のある場所では咬まれないように十分に注意しましょう。

◎咬まれないようにする注意点

- ・田畑や草むら等で作業する場合は、手袋や長靴を着用し肌の露出を控える。
- ・草や落ち葉をかき分ける時は、最初に棒や鎌等を使って様子を見る。
- ・発見した場合は、絶対に近づかず刺激しないよう静かに離れる。

◎咬まれた時の対策

- ・動き回ると毒の回りが早くなるため慌てず安静にする。
- ・傷口より心臓側を幅の広い布等で軽く縛る。(細い紐等は使わない！)
- ・傷口をできるだけ早く洗浄する。(血を絞り出すように)
- ・傷口を心臓より低い位置に保つ。
- ・救急要請するなどし、速やかに医療機関を受診する。
(医療機関へ咬まれた蛇の特徴を伝えてください)
※口で毒を吸い出す行為は危険です！絶対にしないでください！



住宅用火災警報器を付けましょう！

現在、すべての住宅に住宅用火災警報器設置義務があります！

設置義務！

- 寝室
必ず寝室に使う部屋すべてに設置してください！
- 階段
2階以上に寝室があれば階段にも設置が必要です！

任意設置

- 台所
設置義務はありませんが、あると安心です。設置する場合は「熱式」の設置をおすすめします。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは・・・

幡多西部消防組合 三原分署 予防係 0880-46-2629



台風・集中豪雨に備えよう

近年、日本各地で記録的豪雨が発生しており、本県でも過去に甚大な被害が発生しました。

こうした自然災害である台風・集中豪雨は、発生そのものを防ぐことはできませんが、県民一人ひとりの心がけと行動によって、被害を防止・軽減することは可能です。

日頃から台風・集中豪雨に関する知識を持ち、いざという時に適切な避難行動がとれるようにしておきましょう。

【日ごろの備え】

- ① いざというときに備えて、貴重品、非常食、救急医薬品などは、いつも整理・補充をしておきましょう。
- ② 市町村や各地区で開催される防災訓練等には積極的に参加し、避難場所や避難経路について、日ごろから確認しておきましょう。
- ③ 家の周りや屋根などを点検し、必要な箇所は修理しておきましょう。

【台風が近づいたら】

- ① テレビやラジオ、インターネットで最新の台風情報を確認し、台風の進路、大きさ、風雨の強さを把握しましょう。
- ② 懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、非常食などの「非常持出品」を点検し、リュックサックなどに入れて準備しましょう。
- ③ 窓や雨戸をしっかりと施錠し、看板、植木、アンテナなどは風に飛ばされないように補強するか、家の中に取り込みましょう。
- ④ 被害の予想される地域では、早めに安全な場所へ避難しましょう。

【避難するときは】

- ① 避難は早い時期（明るいうち）が幻想です。特にお年寄りや障害のある方は、避難に時間がかかりますので、移動時間を考えて早めに避難しましょう。
- ② 一人での避難は極力避けてください。避難行動は親類やご近所の方と一緒に行ってください。非難のタイミングを逃した場合は、諦めずに1階から2階へ垂直避難を行い、山側（斜面）から離れた安全な部屋等へ避難してください。

担当：宿毛警察署・警備課

電話：0880-65-0110

～住宅の耐震化等を支援しています～

村では、災害から身を守る対策として様々な補助を行っております。

これから来ると予想される南海トラフ大地震等に備え、是非ご活用ください。

■住宅耐震改修事業

村では、住宅の耐震化に対する費用等について支援しています。

この事業は、①耐震診断→②耐震改修設計→③耐震改修工事の段階ごとに実施します。

①耐震診断

- ・ 昭和56年5月以前※1に建築された住宅を対象に県に登録している耐震診断士が耐震診断を行います。
- ・ 自己負担なし

②耐震改修設計

- ・ 耐震診断の結果、耐震性に問題がある住宅に対して耐震改修の設計を行います。
- ・ 330,000円まで補助

③耐震改修工事

- ・ ②の耐震改修設計に基づいて、耐震改修の工事を行います。
- ・ 1,250,000円まで補助

■ブロック塀等耐震対策事業

ブロック塀の耐震対策

- ・ 道路や避難路等に面している倒壊の危険性の高いブロック塀について、撤去及び安全性の高いフェンス等への改修を行います。
- ・ 205,000円まで補助

■老朽住宅除去事業

老朽住宅等の除却

- ・ 災害等で倒壊により周囲の住宅や、県道、村道、避難路に被害や危険を及ぼす恐れのある、空き家等老朽している住宅の除却を行います。
- ・ 1,645,000円まで補助

※1 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（戸建、長屋及び共同住宅で併用住宅を含み持家、賃家を問わない）

※詳しくは農林業建設課までお問い合わせください。

問い合わせ先
三原村役場 農林業建設課
☎（0880）46-2111

出張年金相談開設のお知らせ

幡多年金事務所の職員が、年金に関するご相談をお受けします。

- ・ 開設日：令和7年6月19日(木曜日)
- ・ 開設時間：午前10:00～午後12:00まで
- ・ 開設場所：三原村役場・第三会議室

出張相談は完全予約制となりますので、必ず事前の予約をお願いいたします。予約のない方はお断りをさせていただきますのでご了承ください。

ご予約は日本年金機構 電話（0880-34-1616）までご連絡ください。

相談時に必要なもの

- ・ 年金手帳 ・ 写真付きの身分証明書等（運転免許証推奨）
- ・ 年金証書 ・ その他日本年金機構から交付された文書

※代理の方が相談に来られる場合は、併せて委任状と写真付きの身分証明書等（代理で来られる方のもの）が必要です。委任状が必要な方は三原村住民課までご連絡ください。

令和7年度国家公務員～税のスペシャリスト～ 税務職員採用試験受験申込開始

- 【受験資格】①令和7年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び、令和8年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

【申込受付期間】(インターネット)

令和7年6月13日(金)午前9時～6月25日(水)《受信有効》

申し込み専用アドレス：<https://www.jinji-shikwn.go.jp/juken.html>

【第1次試験日】令和7年9月7日(日)

【第2次試験日】令和7年10月15日(水)～10月24日(金)の間で、
第一次試験合格通知書で指定する日時

【試験内容】

- ・ 第一次試験 基礎能力試験・適性試験(マークシート方式)、作文試験
- ・ 第二次試験 人物試験、身体検査

詳しくは、人事院ホームページ
(国家公務員試験採用情報NAVI)をご覧ください。

【お問い合わせ】

高松国税局総務部人事第二課試験研修係
TEL 087-831-3111



人事院ホームページ

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年
5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

Point

通知されたフリガナをまず確認！

→ 誤っている場合は届出をしてください

マイナポータルでオンライン届出も可能です



2026年
5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます



**正しいフリガナが通知された
場合は、届出をしなくても、
戸籍に記載されるから安心!!**

【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。

戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→



法務省
MINISTRY OF JUSTICE

高知県後期高齢者医療の被保険者の方へ 医療費通知の送付が年1回になります

○高知県後期高齢者医療広域連合が送付している医療費通知につきまして、令和6年度までは1年度内に複数回送付していましたが、令和7年度から1年度につき1回になります。

【次回送付(令和7年度分)】

■対象者

高知県後期高齢者医療の
被保険者

■送付時期

令和8年2月上旬予定

■記載される診療月

令和6年12月～
令和7年11月診療分

令和7年度 合併処理浄化槽設置希望者を募集します

募集期間:令和7年6月1日～令和7年11月30日まで

村ではトイレ・台所・お風呂・洗濯水などの生活雑排水を処理するため、合併処理浄化槽を新たに設置する事業(補助)を実施しております。合併処理浄化槽を設置することにより、農業集落排水区域外においても、トイレの水洗化や生活雑排水の処理が可能となります。

申請方法等については、下記までお問い合わせください。

補助金の限度額	5人槽	332,000円	※予算額に達した場合、その時点で募集を締め切ります。 ※単独処理浄化槽(トイレのみ処理)から合併処理浄化槽への転換についても申請可能です。 ※柚ノ木、宮ノ川、来栖野地区の方は対象となりません。
	6～7人槽	414,000円	
	8～10人槽	548,000円	

お問い合わせ先

三原村役場 住民課 保健衛生係 TEL:0880-46-2111 FAX:0880-46-2114

令和7年度 高知県立幡多看護専門学校 オープンキャンパスのご案内

- 生まれ育った幡多で看護師になりませんか。
- 県内唯一の県立看護師養成校です。
- 3年間で看護師国家試験受験資格を取得します。(R2年度以降合格率100%継続中)
- 看護師を目指す方や興味のある方は、是非学校体験にお越しください。

- ・日時/①6月 8日(日) 13:00～16:00
②6月21日(土) 13:00～16:00
③7月26日(土) 9:30～12:30
④8月24日(日) 9:30～12:30

- ・内容/学校説明、施設紹介、シュミレーション体験、学校生活質問コーナー

○事前予約は不要。在校生が皆さんを案内、質問にお答えします。

○高校生、社会人のほか保護者や小中学生もご参加いただけます。

幡多看護専門学校 検索

高知県HP(幡多看護専門学校ページ)



戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十二回特別弔慰金 が支給されます

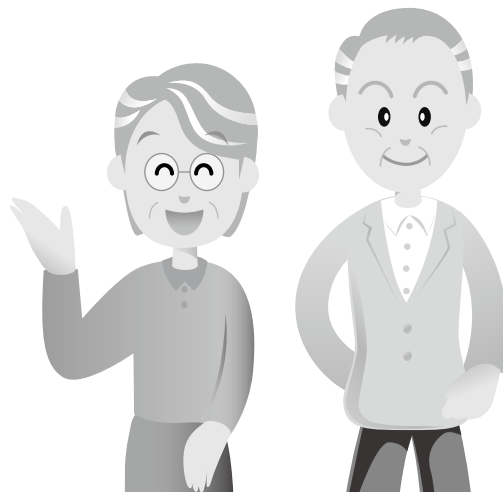
請求
期間

令和7年

4月1日から

令和10年

3月31日まで



支給対象者

令和7年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、

- 1 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面27万5千円、5年償還の記名国債

請求窓口

お住まいの市区町村の援護担当課

留意事項

- ・ 特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。
- ・ 請求期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の援護担当課にお問い合わせください。

20歳になると、国民年金への加入が法律により義務付けられています。

＼納付が困難なときに！／

学生納付特例制度

学生の味方！



どんな制度？



20歳以上の学生で、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

対象は？



大学(大学院・短期大学を含む)や専門学校、夜間学校、通信制の学校等。

詳しくはHPをご覧ください。

日本年金機構 学生納付特例

検索

安心！



「もしも」のときに！

申請が遅れると、保障が受けられない場合があります。

学生納付特例が承認されますと、学生納付特例期間中にケガや病気で障害が残ったまたは死亡した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられます。

簡単！



手続きが簡単です！

申請書に学生証のコピーを添付して提出するだけ。

20歳になれば、2週間程度で「国民年金加入のお知らせ」や学生納付特例制度の申請書※などが届きます。

※ 申請書は日本年金機構ホームページでも入手できます。

便利！



在学予定の記入で翌年度が便利に！

次回からは、申請書ハガキに必要な事項を記入し、提出するだけ。

(切手不要)

初めて申請する際、翌年度以降も在学予定の方は「在学予定期間」を記入されますと、次回(翌年度)からは「申請書ハガキ」と「手続きのお知らせ」をお送りします。



マイナポータルから学生納付特例申請ができます！



<https://myna.go.jp>

スマホ、マイナンバーカード、学生証があればいつでもどこでも申請できます！処理状況も申請結果も確認できます！

■ 学生納付特例事務法人について

在学中の学校等が学生納付特例の代行事務を扱う法人として指定を受けている場合は、学生納付特例申請書を学校等へ提出できます。

お問い合わせ先 市(区)役所・町村役場の国民年金の窓口または年金事務所

マイナポータルとねんきんネットをつなげると、もっと便利です！

日本年金機構からのお知らせをマイナポータルで受け取れます。

年金記録を確認できます。

将来の年金見込額を試算できます。



日本年金機構

Japan Pension Service

2410 1016 029

2025.6月号 広報 みはら24

ゆりかご祝金の支給について(お知らせ)

三原村では、村への移住・定住の促進を図るために、令和7年度より助成金額を拡充してゆりかご祝金を支給しております。

支給対象

- 村内に住所があり、実際に村内で生活をされているご夫婦。
- 申請後、引き続き5年以上村内に居住されることを確約できる場合。
- 村税及び村へ納入すべきものに滞納がないこと。

ゆりかご祝金の支給金額

- 第1子 30万円
- 第2子 50万円
- 第3子以降 100万円

手続き

三原村役場 住民課の窓口で申請してください。

申請期限

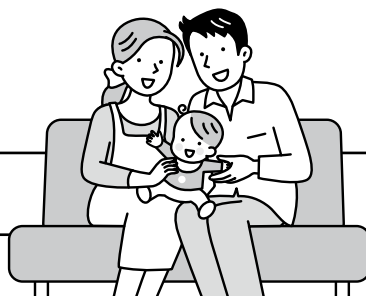
出生届の提出日から1ヶ月以内

注意事項

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ①住所は三原村にあるが、実際は村外に住んでいる場合。
- ②5年以内に三原村から引っ越す見込みがある場合。

申請後、5年以内に支給要件を欠くことになった場合は、祝金の返還を求める場合があります。



提出先・お問い合わせは
三原村役場 住民課 福祉係 TEL 46-2111



けんみん健康まつり2025

～幡多を元気に!みんなのけんみん病院～



開催日：令和7年6月15日(日)

10:00～13:00

場 所：幡多けんみん病院

- 健康体験と仕事体験
- ヤマモトケイスケ LIVE
- プラスバンド演奏(東中学校)
- 書道パフォーマンス・ダンス(宿毛高校)
- 地震体験(起震車)
- 各種飲食ブース、雑貨屋コーナー



昨年度けんみん健康まつりの様子

詳しくは、幡多けんみん病院ホームページへ！

幡多けんみん病院 検索



三原村健康チャレンジ事業に挑戦しましょう!!

主体的・継続的な健康づくりを応援する事業です。特定健診受診後に血圧・体重・運動の中から取り組む内容を2つ決めて、取り組んでみませんか？

【対象者】

- ・村内在住の20歳以上の方で、高知家健康パスポートアプリをダウンロードしている方（アプリをダウンロードしていない方も商品券チャレンジには挑戦できます!）

【申請期間】

令和7年6月1日～令和8年1月31日

【チャレンジ内容】

ステップ1

村または職場で、特定健診を受診します。

ステップ2

(1)「血圧・体重・運動記録表」をホームページで印刷します。

※健診結果説明会や役場でも配布します。

(2)チャレンジ内容(血圧・体重・運動)を1ヶ月間、「血圧・体重・運動記録表」に記入します。

血圧&運動 運動&体重 体重&血圧のいずれかの組み合わせで実施してください。

※血圧・体重は毎日記録し、運動については、1日30分以上で週2日以上実施して記録します。

※1ヶ月間のチャレンジ最終結果として、チャレンジ内容に応じた体重または血圧を、三原村診療所もしくは三原村役場で測定して「血圧・体重・運動記録表」に記入してください。

ステップ3

記入した「血圧・体重・運動記録表」を役場住民課まで提出してください。

※社会保険の方は職場で受けた特定健診の結果用紙のコピーを

「血圧・体重・運動記録表」を役場住民課に提出するときに必ず一緒に提出します。

ステップ4

①1ヶ月間記入した「血圧・体重・運動記録表」を提出すると健康パスポートアプリでためられるヘルシーポイント(緑)を10ポイントプレゼント。

②3ヶ月間記入した「血圧・体重・運動記録表」3枚を提出すると5,000円分の村内で使える商品券をプレゼント。

【お問い合わせ】三原村役場 住民課 保健衛生係 TEL：0880-46-2111

三原村パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

三原村では、「三原村人権尊重の村づくり条例」の理念に基づき、多様な性のあり方や生き方が尊重され、すべての人が自分らしく生きられる社会の実現に向けた取り組みとして、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始しました。

本制度は、性的少数者のカップルや同居する子どもが、日常生活において協力しあう関係にある場合、その関係性を宣誓し、村が公的に証明する制度です。この制度は法的な効力をもつものではありませんが、誰もが安心して暮らせる村をめざすための取り組みの一つです。

【お問い合わせ】

三原村役場 住民課 人権啓発係 TEL：0880-46-2111



人権擁護委員制度を知っていますか。 6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

「人権」とは、「人が幸せに生活するために必要な権利」です。

人権擁護委員は、現在、高知県内に約180名が配置されており、地域住民の皆さんが、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、法務局や市役所などの公共施設等において、家庭や職場内における問題、セクハラ、DV、いじめ、インターネット上の誹謗中傷など、人権問題に関するあらゆる相談をお受けします。相談は無料で、秘密厳守となっていますので、一人で悩まずお気軽に法務局又は人権擁護委員にご相談ください。

6月中に県内において「全国一斉特設人権相談所」を開設します。お問い合わせは、最寄りの法務局まで、お尋ねください。

「全国共通人権相談ダイヤル みんなの人権110番」

全国の法務局では、下記のとおり、全国统一の電話番号により人権相談を受け付けています。お気軽に御相談ください。

記

- 1 時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 2 電話番号：(ナビダイヤル) 0570-003-110
※一部のIP電話からは御利用できない場合があります。
- 3 取扱内容：差別待遇、暴行・虐待、ハラスメント、いじめ・体罰、名誉毀損・プライバシー侵害等人権問題に関するあらゆる相談
- 4 その他：相談は無料、秘密は厳守します。
法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。

「くらしの悩みごと相談所」を開設します。

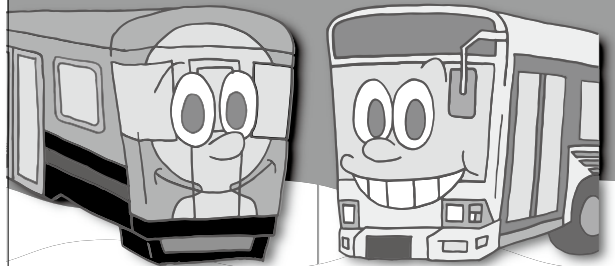
高知地方法務局と高知人権擁護委員協議会では、高知よさこい咲都合同庁舎にて、弁護士資格を有する人権擁護委員による「くらしの悩みごと相談所」を開催します。

記

- 1 日 時：令和7年6月4日(水)
午前10時～午前12時まで
午後1時～午後4時まで
(予約の締切りは同年6月2日(月)午前12時まで)
- 2 会 場：高知よさこい咲都合同庁舎8階(高知市栄田町2-2-10)
- 3 相談担当者：弁護士の資格を有する人権擁護委員
- 4 相談内容：差別待遇、暴行・虐待、ハラスメント、いじめ・体罰、
名誉毀損・プライバシー侵害等人権問題に関するあらゆる相談
- 5 その他：相談は無料、予約制です。
相談内容の秘密は厳守します。
*以上の記事に関するお問い合わせは
高知地方法務局人権擁護課(TEL 088-822-3503)まで

土佐くろしお鉄道・高知西南交通バス
サポーターズクラブ
更新・入会案内

応援してね!!



土佐くろしお鉄道・高知西南交通バス
サポーターズクラブ事務局

〒787-0014 高知県四万十市駅前町7番1号中村駅内
TEL:0880-35-4962 / FAX:0880-34-2299

2025年度 サポーターズ 会員を募集中です

うれしい会員特典

- 特典1** 1,000円分の回数券プレゼント
高知西南交通バスと土佐くろしお鉄道中村・宿毛線でご利用いただけます
- 特典2** 加盟店でサービスが受けられます!
詳細は別紙「加盟店のご案内」をご覧ください
- 特典3** くろしおSきっぷ10枚回数券を購入することができます
■中村～高知片道 3,200円(通常4,370円)
■宿毛～高知片道 3,360円(通常5,100円)
*詳細についてはお問い合わせください

こんにちは! とさくろ西南サポーターズです。

幡多地域の公共交通を大きく担う、土佐くろしお鉄道(株)(中村・宿毛線)と高知西南交通(株)は、現在学生や高齢者の方々に多くご利用いただいております。今後も、鉄道・路線バスがいつまでも走り続けることを応援したいという思いから、「サポーターズクラブ」が誕生しました。高知西南地域の公共交通である2社のサポートに、ぜひご協力ください!

お申し込み方法 窓口持ち込み・振り込み・郵送

お申し込みの際は「住所・氏名(フリガナ)・電話番号・年齢・携帯番号」をご記入ください。

土佐くろしお鉄道・高知西南交通バス サポーターズクラブ事務局
〒787-0014 高知県四万十市駅前町7番1号中村駅内 TEL:0880-35-4962

- ・入会金不要
- ・会員資格は
令和8年3月31日まで
- *会則は入会時に同封いたします。

年会費

個人	1,000円
法人	10,000円



受付場所

- サポーターズクラブ事務局 … 中村駅内/土佐くろしお鉄道中村駅・宿毛駅
高知西南交通 … 本社・宿毛出張所・清水バスセンター
- お住まいの市町村役場 … 四万十市企画広報課・宿毛市企画課・土佐清水市企画財政課・黒潮町企画調整室・大月町まちづくり推進課・三原村地域振興課・四万十町企画課・高知県交通運輸政策課

土佐くろしお鉄道オンラインストア
<https://tosakuro.theshop.jp/>



全国国民年金基金



merit 1
65歳から
一生涯
受け取れます

merit 2
掛金の額も
受取の額も
変動しません

merit 3
税金が
おトクに
なります

merit 4
掛け捨て
には
なりません

merit 5
受取額や
受取期間に合わせて
自由に設計
できます

ご加入、ご検討にあたってはホームページ・パンフレット等で詳細をご確認ください。

資料請求・ご相談・お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ!



フリーダイヤル ローゴ ヨイクニ
0120-65-4192

※地域によっては携帯電話からはつながらない場合があります。

全国国民年金基金

検索



皆さん「事業承継」の準備は進んでいますか？

【経営者の皆さん、60歳になったら準備を！】

事業承継の取組は、後継者の育成も含めると5年から10年かかると言われており、早期かつ計画的な取り組みが必要です。経営者の皆さん、60歳を過ぎたら準備をはじめましょう。

まずは、事業承継に関する公的な無料相談窓口である高知県事業承継・引継ぎ支援センターやお取引金融機関、顧問税理士等にご相談ください。

専門家のサポートを受けながら、県の補助金や融資制度等の支援制度を活用し、徐々に事業を引き継いでいくことをお勧めします。

【事業の拡大を目指す経営者の皆さん、起業・創業を希望される皆さんへ】

中山間地域で経済や雇用を支えている、地域に必要な事業を引き継いでみませんか？

高知県では中山間地域の事業を引き継ぐ方に対して、事業の買収費用、事業承継後の取組にかかる経費、事業を引き継ぐための研修中の生活費の補助など、様々な支援策で事業承継を応援しています。

また、中山間地域で事業引継ぎを行った買い手に対して給付金を支給することで、事業承継を後押ししています。補助金、奨励給付金を利用することで費用負担を抑えて事業を引継ぐことができますので、活用をご検討される方は、高知県事業承継・引継ぎ支援センター又は高知県経営支援課へご相談ください。

高知県では下記の支援策を用意しております。ぜひご活用ください！

令和7年度 高知県事業承継奨励給付金	
中山間地域で事業引継ぎを行った買い手に対して給付金を支給します。	県内枠 50万円 県外枠 100万円
令和7年度 高知県事業承継等推進事業費補助金	
▶ 事業承継計画策定委託 親族承継・従業員承継における事業承継計画の策定に係る経費の一部を補助します。	補助率 1/2 以内 補助上限額 100万円
▶ M&A 仲介委託 第三者承継の仲介委託に係る経費の一部を補助します。	補助率 1/2 以内 補助上限額 100万円
▶ M&A 企業評価作成委託 小規模事業者に向けて、M&Aの前段階に行う企業評価や企業概要書の作成委託に係る経費の一部を補助します。	補助率 2/3 以内 補助上限額 30万円
▶ 既存事業の買収 中山間地域で、地域に必要と認められる事業をM&Aで引き継ぐ買い手の方に向けて、既存事業の買収に係る経費の一部を補助します。	補助率 1/5 以内 (県 1/10・市町村 1/10) 補助上限額 200万円 (県 100万円・市町村 100万円)
▶ 承継後の取組 中山間地域で、地域に必要と認められる事業をM&Aで引き継いだ買い手の方に向けて、承継後の取組に係る経費の一部を補助します。	機械設備費 補助率 1/5 以内 (県 1/10・市町村 1/10) 広報費、委託料等 補助率 1/2 以内 (県 1/4・市町村 1/4) 補助上限額 100万円 (県 50万円・市町村 50万円)
▶ 継業準備支援 中山間地域で、地域に必要と認められる事業を引き継ぐ買い手に対し、研修中の生活費を支援します。	補助額 月額 15万円 (3ヶ月以内) (県 月額 7万5千円・市町村 月額 7万5千円)

【その他の支援メニュー】高知県事業承継特別保証制度融資(事業承継Ⅱ)

○当補助金、奨励給付金及び融資制度の詳細は下記をご覧ください

【高知県経営支援課ホームページ】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024030100132/>



【事業承継に関する無料相談窓口】

高知県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：088-802-6002
〒780-0870 高知市本町4-1-32 (こうち勤労センター4階)

【補助金・奨励給付金及び融資制度についてのお問合せ】

高知県商工労働部経営支援課 (事業承継担当) TEL：088-823-9697
E-mail：150401@ken.pref.kochi.lg.jp

「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」による 寄附をいただきました

○株式会社第一コンサルタンツさまより、「産業振興により、安定した雇用を創出する事業」に対し、ご寄附をいただきました。

いただいた寄附金は有効に活用させていただき、今後とも安定した雇用を創出する事業に取り組んでいきます。



○(株)大塚商会さまから「企業版ふるさと納税」を活用して非常時用資機材をご寄贈いただきました。

この寄贈は高知・愛媛の12市町村と(株)大塚商会さまとの「災害時における相互応援及び支援協力に関する連携協定」に基づいて行われたもので、4月15日に宿毛市役所にて、寄贈を受けた幡多6市町村+四万十町の7市町村から斎藤取締役兼専務執行役員に感謝状を贈呈しました。

本寄贈品の一部（ポータブル電源及び簡易トイレ）は、各地区の避難所にお配りさせていただき、災害時等に活用させていただきます。



消費生活相談員の登録者募集

高知県では、県内の消費生活センターや消費生活相談窓口での就業を希望する方の登録や、採用を希望する県内各自治体への情報提供を行う「消費生活相談員人材バンク」を設置し、登録者を募集しています。

詳しくは高知県県民生活課ホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

問合せ先

高知県文化生活部県民生活課

電話 088-823-9653

メール 141601@ken.pref.kochi.lg.jp



【県民生活課ホームページ】

MIHARA こども祭り

5月11日（日）、三原村中央公民館南側に開園した公園の1周年を記念し「三原こども祭り」が開催されました。
週間天気予報の消えない傘マークにドキドキしながら迎えた当日。
イベント開催中は何とか天気にも恵まれ、予想を大幅に上回る400人を超えるお客様にご来場いただき、大盛況のうちにイベントを終えることができました。

公園愛称決定

第1位「やまびこ公園」

三原小4年:前野すみれ / 三原中3年:宮口 葉奈

第2位「なかよし公園」三原小5年:小橋 龍河

第3位「わくわく公園」三原中1年:藤本 天翔



保育所・小学校・中学校 行事紹介

[保育所] 4/18(木) お散歩



[小・中学校] 5/18(日) 小・中合同運動会



国際交流員の

ダーレン・リンです！ vol.5

三原村の皆さん、こんにちは。やっと春がやってきましたね！

気温はどんどん上がり、花も咲き始めました。一方で、虫や様々な動物が冬眠から起きて、家の周りや道端で見かける機会が増えてきました。花だけでなく、動物、同僚や自然の様子も変わり、新年度の始まりを感じさせます。

最近の出来事をシェアしたいと思います。

4月から、JETプログラムに参加している人たちをサポートする、高知県のアドバイザー「PA」に選ばれることになりました！これからJETプログラム参加者や任用団体の相談に乗ったり、日本と高知県について講座を行ったり、出張で国内研修に参加したりする予定です。「PA」は高知県の国際交流をお手伝いする責任ある仕事です。精一杯頑張りたいと思います。

さて、春といえば花見の季節ですね。花見の習慣は日本の深い歴史に根ざしていて、世界的に知られています。今まで5回日本に来たことがありますが、枝垂れ桜など様々な種類の桜を見たこと

がありませんでした。なので今年、星ヶ丘公園、中筋川、高知城などでたっぷり桜の花を堪能できました。とても美しく素敵だから、まだ体験したことない友達におすすめしました。

ちなみに、地元のオーストラリアには桜はありませんが、春になると美しく咲く花を楽しむ習慣があります！キリモドキ属のジャカランダという花は元々南米原産の植物ですが、オーストラリアにもたくさんあります。毎年春になると、道沿いに並んだジャカランダの木が美しくに咲き誇り、たくさんの人が歩きながら真紫に染まる絶景を楽しみます（裏表紙に写真掲載）。

更に、オーストラリア原産の植物を二つ紹介したいと思います。

一つ目はオーストラリアの国花・ゴールデンワトル（別名ピクナンサアカシア）です。花は明るい黄色で、葉っぱは濃い緑だからオーストラリアの国の色を表しています。1992年から、毎年9月1日を「ワトルの日」とし、人々がゴールデンワトルの枝や葉を身に着ける習慣が生まれました。

二つ目は私の一番好きな花、そして地元の州花・ワラタです。先住民の言葉で「赤い花」という意味があります。見た目は彼岸花と似ているので、私は彼岸花も好きです。

オーストラリアは大自然を感じられる本当に美しい国だと思います。皆さん春の時季にオーストラリアに行く機会があれば、ぜひこれらの花々をご覧ください。



Time with Hope

がんばれるのは、どんなときだろう。
踏ん張れるのは、どんなときだろう。

自分を認めてくれるひと言。
肩をたたく手の温かさ。
遠くから見守るそのまなざし。

待っている人の存在に気づいたとき、
立ち直れると信じられる。

たとえ時間がかかっても。

進む、希望とともに。

主催 / 法務省
MINISTRY OF JUSTICE

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第75回 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行から立ち直ろうとする人々を支え、
新たな被害者も加害者も生まない安全・安心な地域社会を目指す国民運動です。

社明 しゃめい

検索



三原中学校入学式



高知県立高知城歴史博物館 催しのお知らせ

歴史講座 第1回 「江戸時代の大雨・洪水・暴風雨」

過去の自然災害が人々の暮らしにどのような被害をもたらし、社会はどのように対応してきたのか、土佐の社会と災害の歴史についてご紹介する年間4回開催の講座。第1回は「江戸時代の大雨・洪水・暴風雨」をテーマに開催します。

開催日時：6月14日(土)10時～11時30分

講師：横山 和弘(当館歴史担当学芸員)
参加費：無料
定員：80名(当日先着順) ※申込不要

美術工芸講座 第1回 「ファッションから読み解く浮世絵」

美術の見方を具体的に解説し、日頃の「もやもや」を少しでも解決する年間4回開催の講座です。第1回は「ファッションから読み解く浮世絵」をテーマに開催します。

開催日時：6月21日(土)10時～11時30分

講師：丸塚花奈子(当館美術工芸担当学芸員)
参加費：無料
定員：80名(当日先着順) ※申込不要

日本の文化講座 第1回 「人の一生にまつわる 行事と儀式」

冠婚葬祭をはじめ、子どもの成長にともなう行事、長寿祝いの行事など、人生の節目に行なわれる行事や儀式について、民俗と歴史の観点からご紹介する年間3回の講座。第1回は「人の一生にまつわる行事と儀式」をテーマに開催します。

開催日時：6月28日(土)
10時～11時30分

講師：橋本 章氏
(京都市京都文化博物館 主任学芸員)
参加費：無料
定員：80名(当日先着順)
※申込不要

高知県立高知城歴史博物館
開館時間：9時～18時
(日曜日は8時～18時)
〒780-0842 高知市追手筋2-7-5
電話：088-871-1600
FAX：088-871-1619
H P : <https://www.kochi-johaku.jp/>

